

筆界特定をした旨の公告

下記の筆界特定の手続について、筆界特定をしたので、不動産登記法第14条第1項の規定により、公告する。

令和7年3月26日

広島法務局 筆界特定登記官

記

筆界特定手続の表示

手続番号 令和6年第49号
福山市延広町1番2
福山市延広町2番
手続番号 令和6年第50号
福山市延広町18番
福山市延広町2番